

※**㊦**マークの記載があるイベントは参加申し込みが必要です。

2次元コードから詳しい情報が見られます。

**Jアラートの試験放送**



「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を活用した緊急地震速報訓練のため、市内一斉に試験放送します。

【とき】11月2日(水) 午前10時

【ところ】市内全域

【放送内容】

次の音声と報知音が流れます。  
「ただいまから訓練放送を行います。」  
報知音×3  
「緊急地震速報。大地震です。大地震です。」  
「これで訓練放送を終わります。」

【問い合わせ】 防災危機対策局

☎ 22-9640 FAX 24-0444

**コミュニティ助成事業**



（一財）自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。

この宝くじの助成金により、伊賀市猪田大東区では、地域コミュニティ活動の交流と親睦を図るため、公民館で使用するテレビ・複合機・パソコンなどを購入しました

また、音羽区では、発電機や照明器具など、避難所用設備の整備を行い、防災訓練を行います。

【問い合わせ】

○上野支所  
☎ 22-9633 FAX 22-9628  
○阿山支所  
☎ 43-1543 FAX 43-1679

**広報いが PDF版**

広報いがPDF版を市ホームページでご覧いただけます。



【問い合わせ】 秘書広報課  
☎ 22-9636 FAX 24-7900

**10月4日は「都市景観の日」**



国では、良好な景観形成に関する国民の意識啓発のために10月4日を「都市景観の日」と定めています。また、市では、伊賀市景観計画を策定し伊賀市の景観に愛着や誇りを持っていただくよう努めています。

計画は、一定規模以上の建築行為を行う場合、届出が必要で色彩や形態などに制限を設けています。上野城下町地域の一部を重点区域に指定し、より厳しい制限がありますので、重点区域で建築行為を行う場合は、事前にご相談ください。

【問い合わせ】 都市計画課

☎ 41-0290 FAX 22-9734

**義援金の受け入れ**



お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、支援を必要とする方々にお届けします。義援金総額は市ホームページをご覧ください。

【義援金箱の設置場所】

○本庁舎 1階ロビー  
○各支所（上野支所を除く。）

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

**10言語対応「広報いが」デジタルブックで配信中!**

無料 FREE APP




This Public relations magazine can be read in 10 languages

【問い合わせ】 秘書広報課  
☎ 22-9636 FAX 24-7900  
✉ hisho@city.iga.lg.jp

**知っていますか 森林関係の届出**

◆**売買や相続などにより、森林の土地を取得したとき**

【届出の名称】 森林の土地の所有者届出書

【届出義務者】 森林の土地を取得した者

◆**間伐を含む森林の立木を伐採するとき**

【届出の名称】 伐採及び伐採後の造林の届出書

【届出義務者】 森林所有者や伐採業者

◆**水源地域内で森林の売買などの契約をしようとするとき**

【届出の名称】 土地の所有権等の移転等の届出書

【届出義務者】 水源地域内の土地所有者（売主）

【届出先】 三重県伊賀農林事務所  
☎ 24-8142 FAX 24-8112

届出の様式や各制度の内容は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。また、各法令や森林法の保安林制度などに基づく、許認可が必要な場合がありますのでご確認ください。

【問い合わせ】 農林振興課  
☎ 22-9712 FAX 22-9715

**24ページの答え / ③伊賀市**

芭蕉危篤の報を受けた兄半左衛門は、伊賀の門人に連絡し、その結果、兄半左衛門に代わって、門人の土芳と卓袋が津に行き、遺骸と対面しました。そして遺髪を故郷に葬りたいと持ち帰り、松尾家の菩提寺愛染院累代の墓の隣に埋葬されました。愛染院は伊賀市上野農人町にあります。

※設問と回答は「伊賀学検定 370問ドリル」（上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集）から抜粋

**違反建築防止週間**



◆**10月15日(出)～21日(金)**

建築基準法令違反の建築物の是正やその発生を予防するため、全国一斉に「違反建築防止週間」を実施します。違反建築物のない安全で安心なまちづくりのため、法律や条例などで定めるルールを守りましょう。

○建築物の工事は基本的に「建築確認」を受け、工事監理者を選定して初めて着工できます。  
○工事中は、見やすい場所に建築確認済であることがわかるよう表示することが義務付けられています。  
○建築物を購入するときは、「確認済証」や「検査済証」を確認し、現地調査を行いましょう。

※違反建築物は、地震や台風などの災害に対して安全性が十分でないことがあります。

【問い合わせ】 建築課  
☎ 22-9732 FAX 22-9734

**三重県最低賃金改定**



三重県最低賃金は、10月1日から、31円引上げられて「時間額 933円」になります。

この最低賃金は、年齢・雇用形態（パート・アルバイトなど）を問わず、三重県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が適用されます。

【問い合わせ】

○三重労働局労働基準部賃金室  
☎ 059-226-2108  
○伊賀労働基準監督署  
☎ 21-0802  
○商工労働課  
☎ 22-9669 FAX 22-9695

**伊賀の「いいね!」がいっぱい**

**facebook**

伊賀市 公式フェイスブックページ



**行政相談週間**



◆**「行政相談」をご存じですか？**

行政相談とは、国やNTTなどの特殊法人などの仕事について、皆さんから苦情や意見、要望をお聞きし、その解決の促進を図る制度です。

総務省では、この行政相談制度を皆さんによく知っていただき、利用していただくため、10月17日(月)から23日(日)までの一週間で「行政相談週間」としています。年金・保険・税金・登記などについて、お気軽にご相談ください。  
※行政相談委員は、総務大臣が委嘱している民間有識者で、皆さんの身近な相談相手です。ご相談は無料で相談者の秘密は固く守ります。

【問い合わせ】

総務省三重行政監視行政相談センター  
行政監視行政相談課  
☎ 0570-090-110  
※平日：午前8時30分～午後5時15分

**秋の読書週間**



10月27日(休)～11月9日(水)は、「秋の読書週間」です。また、読書週間が始まる10月27日は、「文字・活字文化の日」です。

電子メディアの発達によって、世界の情報伝達の流れは大きく変わっていますが、豊かな人間性を育て、かたちづくるために、本が重要な役割を果たすことに変わりはありません。

読書週間には、上野図書館や各地域の図書室などで、実際にさまざまな本に触れ、本との出会いを楽しんでみませんか。

【問い合わせ】 生涯学習課  
☎ 22-9679 FAX 22-9692

伊賀市ミュージアム  
ふたばやまのくまのこ

**青山讃頌舎**



**水道の基本料金を減免します**



原油価格や物価高騰に直面する市民や事業者の皆さんへの経済的影響を軽減するため、水道料金のうち基本料金を4カ月間免除します。

【減免となる検針月】

9～12月検針分（10月～令和5年1月請求分）

【減免対象者】

水道をご利用いただいている一般家庭・工場・事業所（官公署は除く。）  
※検針票には基本料金を減免する前の料金を表示していますが、請求金額は基本料金の減免後の金額となります。

※減免に伴う申請は不要です。

【基本料金一覧表（税込）】

水道メーター □ 径	1カ月あたりの 基本料金
13 mm	660円
20 mm	990円
25 mm	2,200円
30 mm	3,300円
40 mm	5,500円
50 mm	8,800円
75 mm	22,000円
100 mm	44,000円
150 mm	110,000円
200 mm	198,000円
250 mm	220,000円

【問い合わせ】 上下水道部営業課  
☎ 24-0003 FAX 24-0006

**読者アンケートにご協力ください**

「広報いが」についてあなたの声を聞かせてください

回答方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】 秘書広報課  
☎ 22-9636 FAX 24-7900  
✉ hisho@city.iga.lg.jp

